

原子力発第11068号
平成23年 5月31日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

原子力発電所における吊り下げ設置型の高圧遮断器に係る火災防護上の
必要な措置の実施等に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につ
きまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

原子力発電所における吊り下げ設置型の高圧遮断器に係る火災防護上の必要
な措置の実施等に関して、平成23年5月31日付けで経済産業省原子力安全・
保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基
づきご報告いたします。

敬 具

経 済 産 業 省

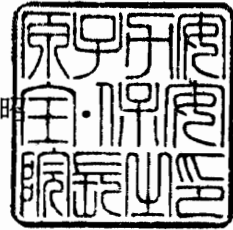
平成 23・05・30 原院第 2 号

平成 23 年 5 月 31 日

四国電力株式会社

取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



原子力発電所における吊り下げ設置型の高圧遮断器に係る火災防護上の
必要な措置の実施等について（指示）

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-131b-11-1）
のとおり実用発電用原子炉の設置者に対して、指示することとしました。

つきましては、貴社において、別添に従い所要の対応をするようお願いいたします。

経 済 産 業 省

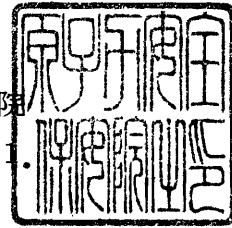
平成 23・05・30 原院第 2 号

平成 23 年 5 月 31 日

原子力発電所における吊り下げ設置型の高圧遮断器に係る火災防護上の
必要な措置の実施等について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 1 3 1 b - 1 1 - 1



平成 23 年 5 月 30 日、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、東北電力株式会社から、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波による同社女川原子力発電所の状況について、報告を受けました。

当該報告によると、同年 3 月 11 日に同発電所第 1 号機の常用高圧電源盤において火災が発生し、その原因は、同地震により当該電源盤内において吊り下げ設置型の高圧遮断器が大きく揺れ、接続導体と周囲の構造物とが接触したため短絡又は地絡が発生し、これに伴い発生したアーク放電の熱により出火したものと推定されています。

これを踏まえ、同様の火災発生を防止するため、当院は、実用発電用原子炉の設置者に対して、当該設置者が所有している原子力発電所内における吊り下げ設置型の高圧遮断器の有無を確認し、吊り下げ設置型の高圧遮断器が存在している場合には、耐震性の高い構造の高圧遮断器への設備更新を実施すること、吊り下げ設置型の高圧遮断器の下部に耐震架台を設置すること等の火災防護上必要な措置に関する実施計画を策定し、当院に同年 6 月 15 日までに報告することを求めます。